

|              |       |
|--------------|-------|
| 平成 16 年 12 月 | 策定    |
| 平成 20 年 2 月  | 改訂    |
| 平成 22 年 12 月 | 第二次改訂 |
| 平成 28 年 3 月  | 第三次改訂 |
| 令和 3 年 4 月   | 第四次改訂 |
| 令和 8 年 8 月   | 第五次改訂 |

# 鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画

～暴力のない社会を目指して～

＜ 第 五 次 改 訂 版 ＞

鳥 取 県



## 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| I はじめに                       | 1  |
| II 計画の性格と役割                  | 4  |
| III 計画の期間                    | 4  |
| IV 基本理念（計画策定の視点）             | 4  |
| V DV被害者支援の流れ（関係機関の関わり）       | 5  |
| VI 計画の体系                     | 6  |
| 基本目標1 安心して相談できる体制づくり         | 7  |
| （1）配偶者暴力相談支援センターの体制強化        | 7  |
| （2）市町村等の地域における相談体制の強化        | 9  |
| （3）相談者への配慮                   | 12 |
| 基本目標2 関係機関連携の強化              | 13 |
| （1）国・県・市町村・民間団体等の連携協力推進体制の整備 | 13 |
| （2）職員の資質向上と人材育成              | 14 |
| 基本目標3 安心・安全な保護体制及び自立支援の充実    | 16 |
| （1）一時保護の充実                   | 16 |
| （2）自立支援の充実                   |    |
| （3）同伴児童等に対するサポートの強化          | 17 |
| 基本目標4 暴力を許さない社会づくり           | 20 |
| （1）様々な場面での普及啓発の実施            | 20 |
| （2）加害者に対する取り組み               | 21 |

【資料編】

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 国及び鳥取県のDV対策の取組年表 . . . . . | 23 |
| 2 鳥取県のDV相談窓口 . . . . .       | 26 |

注) 「DV（ドメスティックバイオレンス）」とは

配偶者等の親密な関係にある、又はそのような関係にあった人から振るわれる暴力であり、それを利用して相手を支配すること。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）では、以下の暴力被害者を対象としている。（被害者の性別は問わない）

- ① 配偶者（事実婚、元配偶者も含む）からの暴力被害者
- ② 生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係（元交際相手も含む）にある者からの暴力被害者

「デートDV」とは

恋人等の交際相手や過去に交際関係にあった相手から振るわれる暴力のこと。



# 鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画

## I はじめに

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が平成14年4月から全面施行され、国及び地方公共団体には配偶者からの暴力を防止し、DV被害者を保護する責務があることが法律で明示されました。長い間、家庭の中の問題、個人の問題とされてきた家庭内暴力が、犯罪であり、重大な人権侵害であると位置づけられ、DV被害者への救済・支援の道筋がつけられました。

平成16年のDV防止法改正により、配偶者からの暴力に「心身に有害な影響を及ぼす言動」が加わり、DV被害者の子ども及び元配偶者が保護命令の対象となるなどの改善が図られるとともに、配偶者からの暴力被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確化されました。これを受け、本県では同年12月に全国に先駆け「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」（以下「DV防止・被害者支援計画」という。）を策定するとともに、配偶者、親、きょうだい、恋人等からの暴力被害者の実態に即した施策を全県的に実施してきました。

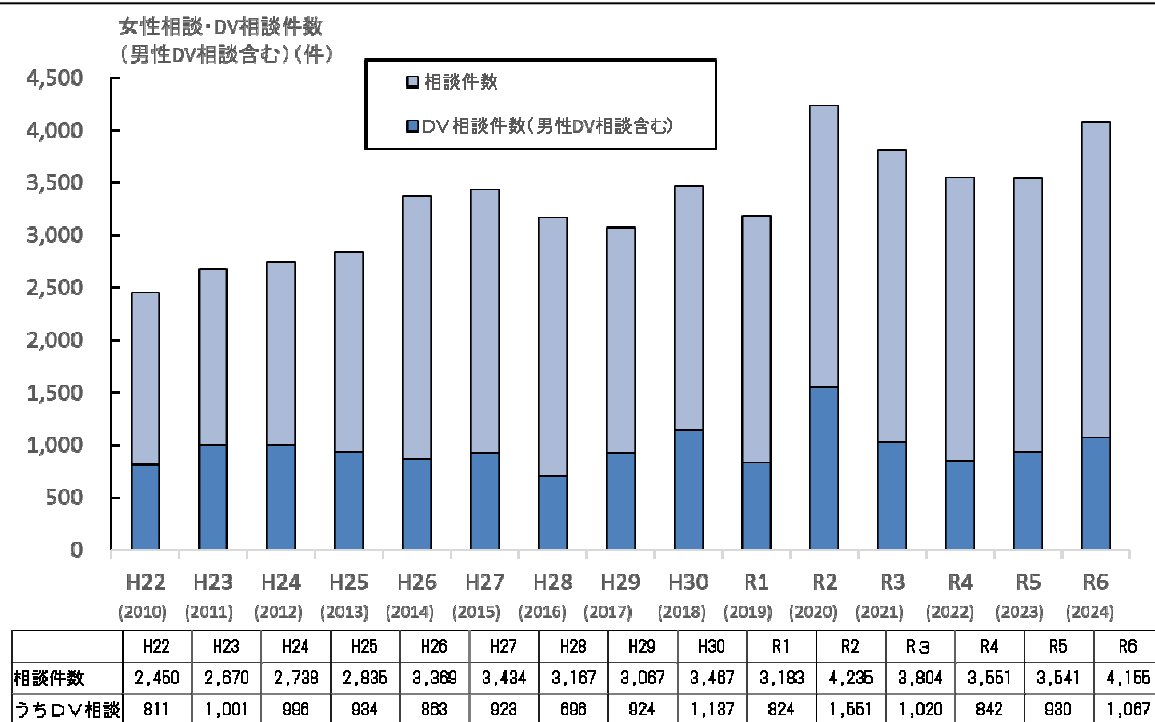
その後もDV防止法は改正が行われ、市町村の責務の拡充（市町村基本計画策定の努力義務化等）、配偶者暴力相談支援センター業務の拡大、DV防止法の適用対象拡大（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も対象）、児童相談所との連携・協力の明確化などが図られ、DV被害者支援施策は充実してきました。

県のDV防止・被害者支援計画は、DV防止法の改正を反映する形で作成し、これまで4度の計画改訂を行っています。一時保護解除後の自立を支援するための県単独事業である「DV被害者等保護・支援事業（以下「県補助金」という。）」の創設、DV被害者の生活拠点の確保と自立支援を目的とした「ステップハウス」の運営や自立に要する経費を支援する民間基金の設立、同伴家族へのサポートやケアを含む支援体制の強化、若年者や地域住民へのDV防止に関する学習の推進等、制度の充実を図ってきました。

この間、県内のDV相談件数は、DV防止法施行前の平成13年度には148件であったものが、平成23年度には1,000件を超え、以後、現在に至るまで、年間800件から1,000件前後で推移しています。また、令和6年度に実施した鳥取県男女共同参画意識調査では、女性の20人に1人、男性の55人に1人が、この5年の間にDV被害を経験し、そのうちの半数以上がどこにも相談していないこと等が分かっており、支援を求めることができない（又は支援に繋がっていない）者がいることも念頭に置き、引き続き、誰でも相談が受けられる相談体制の充実が必要と考えています。

この度の第5次改訂では、令和5年及び7年の改正DV防止法により、精神的な暴力や「紛失防止タグ」を用いてDV被害者等の所在を把握する行為を規制の対象とした保護命令制度の拡充、令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）を踏まえた包括的な支援の提供や多機関連携の強化、併せて、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、令和6年5月に改正された「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）」における親権、養育費、親子交流などに関する新たな制度（令和8年4月1日施行）への対応等、改訂した計画に基づく諸施策を推進することを通じて、幅広くDV対策の取組を推進し、DV被害者の支援体制の一層充実させていきたいと考えています。

<表 1> 鳥取県における女性相談・DV相談件数の推移



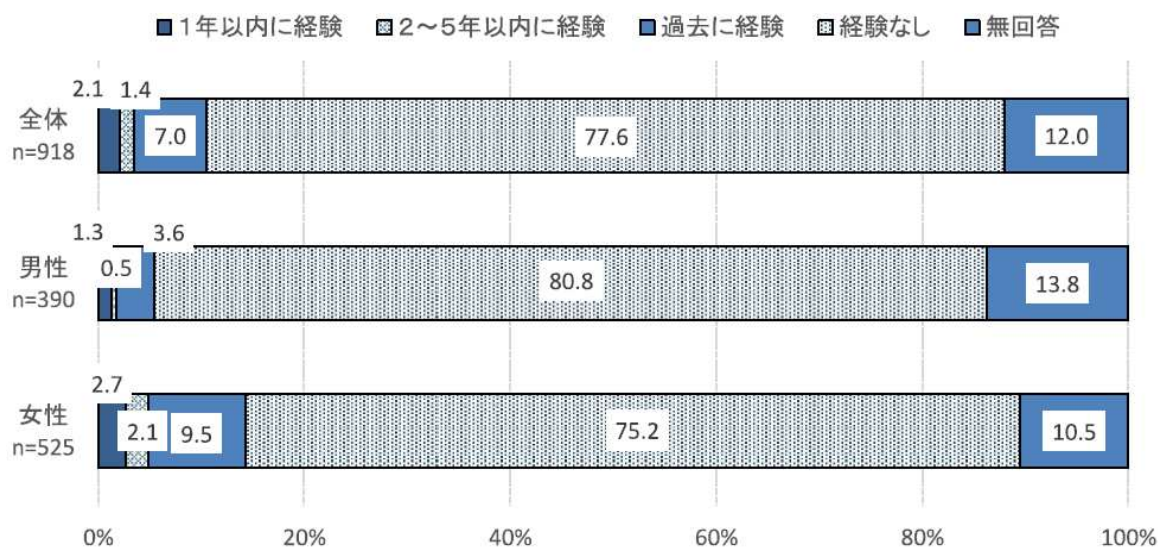
※DV相談件数は、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター及び女性相談支援員設置市（鳥取市、米子市、倉吉市、境港市）で対応した件数。H26.1月から「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含み、R2年度から暴力被害を含むものはDVを主訴とし計上。また、R2年度のみ、特別定額給付金に関する申請や証明に関する問い合わせを含む。

出典：鳥取県子ども家庭部家庭支援課調べ

<表 2> DV被害経験者の相談の有無

DVの被害経験について、『5年以内に経験』と答えた割合は、男性で1.8%（7人）、女性で4.8%（25人）で、男性のおよそ55人に1人、女性のおよそ20人に1人に当たります。

『過去に経験』した人を含めると、男性のおよそ19人に1人、女性のおよそ7人に1人となっています。

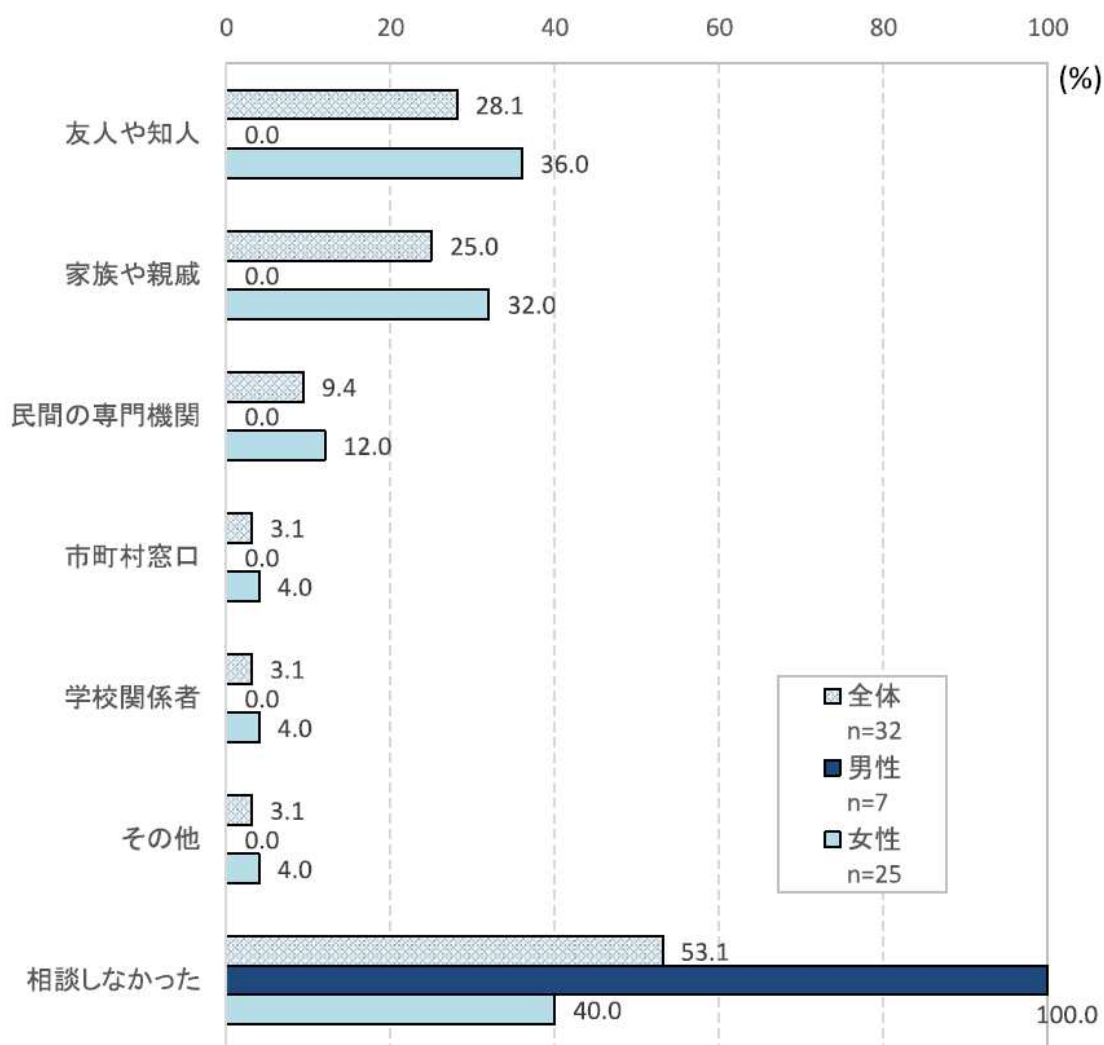


出典：令和6年度鳥取県男女共同参画意識調査

＜表 3＞DV被害経験者の相談の有無

この5年間にDVを経験した人の相談状況については、「相談しなかった」が53.1%で最も高く、半数以上の人がどこにも誰にも相談していないことがわかります。

次いで「友人や知人」28.1%、「家族や親戚」25.0%と続き、専門機関や各種相談窓口  
に相談した割合は少数となっています。



出典：令和6年度鳥取県男女共同参画意識調査

## Ⅱ 計画の性格と役割

- 1 この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画として位置づけるとともに、「シン・子育て王国とっとり計画」、「鳥取県人権施策基本方針」「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」、「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」及び「鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」等の関連計画と整合性を持たせることとします。
- 2 県及び市町村は、この計画の趣旨に沿って施策を推進します。
- 3 被害者の相談・保護・支援等に職務上関係のある者及び民間支援団体等は、この計画の趣旨に沿った取組を積極的に、相互に連携して行います。
- 4 県民に対しては、この計画の趣旨に沿った取組に理解と協力を求めます。

## Ⅲ 計画の期間

計画の期間は、現在のDV防止・被害者支援計画の終了時から5年間とします。（令和8年8月から令和13年3月）

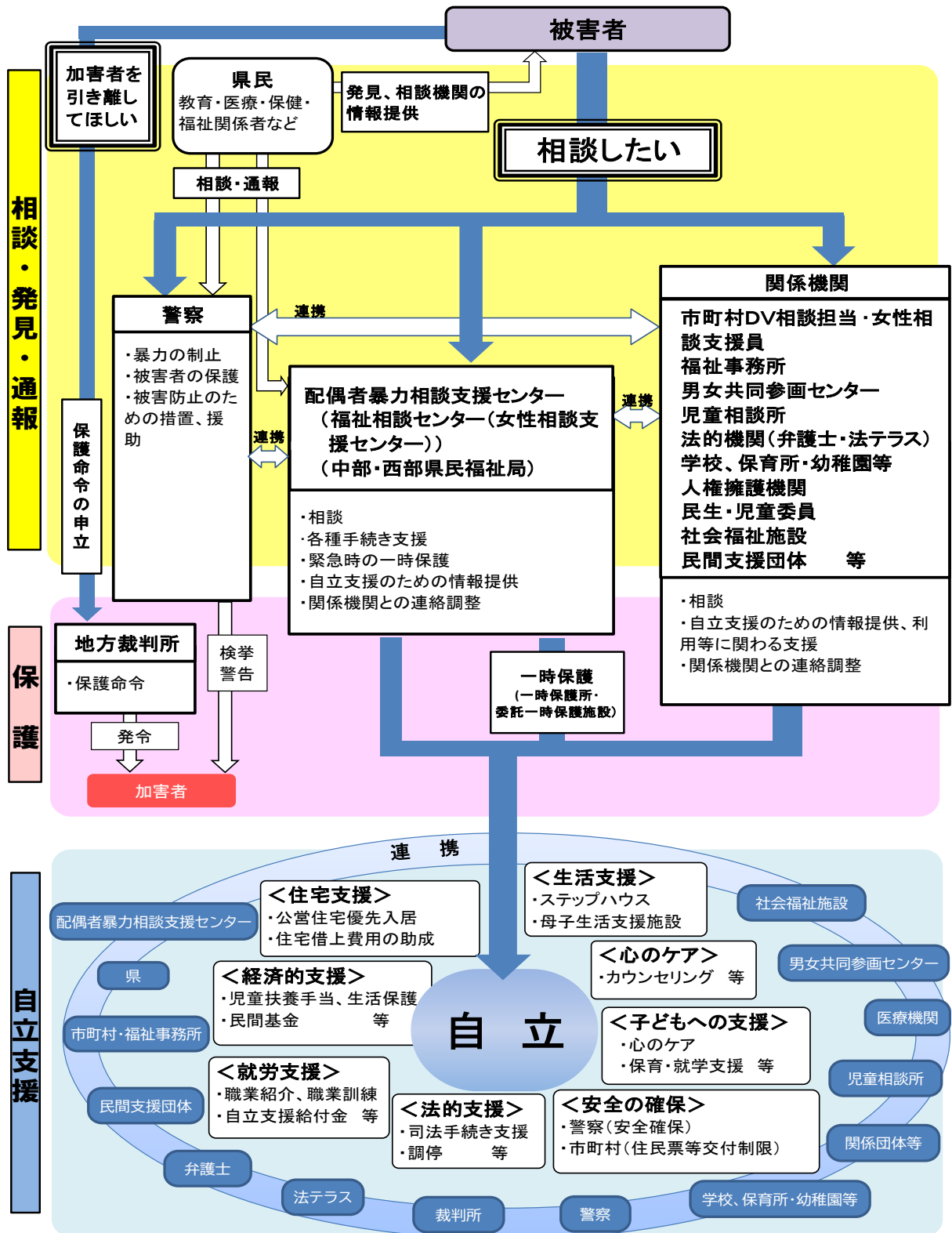
ただし、国が策定した「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

## Ⅳ 基本理念（計画策定の視点）

- 1 DVは家庭内で起こる単なる暴力ではなく、重大な人権侵害であると同時に犯罪であること。
- 2 直接DVを受けた被害者のみならず、その家庭の子どもや親族も被害者となること。
- 3 被害者は、性別、国籍、年齢、障がいの有無等にかかわらず、同じ水準の支援を受けられる権利があること。
- 4 被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、平穏な生活を送る権利があること。
- 5 関係者は、被害者が本来持っている力を信頼し、被害者の意思を尊重しながらその回復を支えることを基本とすること。
- 6 暴力を防止し、被害者を支援することは行政の責務であること。
- 7 総合的施策を進めるに当たっては、県、市町村等の関係機関、民間団体等が相互に連携し、協働することが不可欠であること。
- 8 DV被害者や同伴児童の安全確保を最優先とし、プライバシーに十分配慮しながら、個別のニーズに応じた相談支援を行うこと。

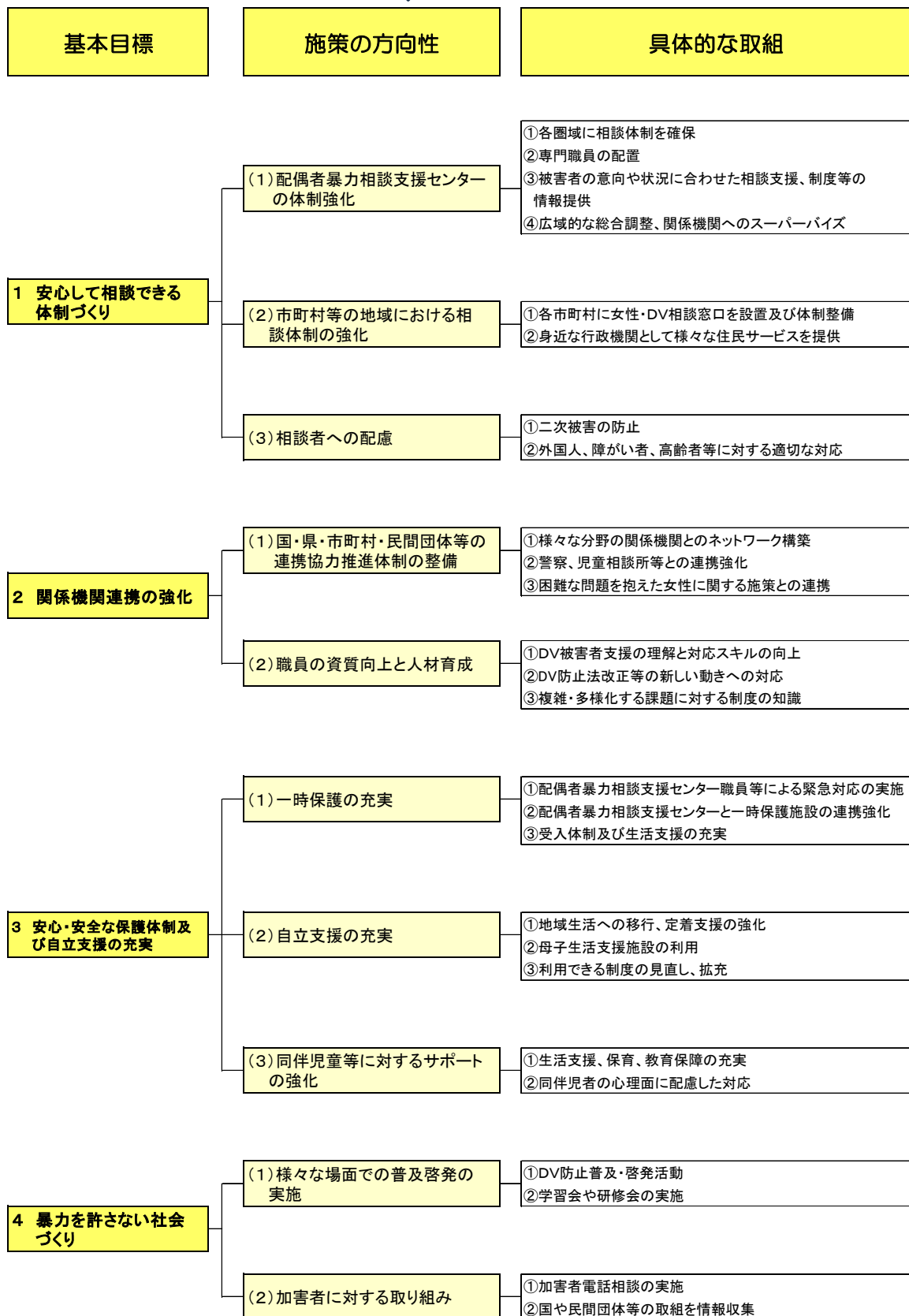


## V DV被害者支援の流れ(関係機関の関わり)



## Ⅵ 計画の体系

DV被害者の人権が尊重され、安心して自立して暮らすことのできる社会



## 基本目標１ 安心して相談できる体制づくり

### 施策の方向性（１） 配偶者暴力相談支援センターの体制強化

#### 【現状と課題】

- 鳥取県では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、DV防止法第３条に基づき、各圏域に配偶者暴力相談支援センターの機能を有する機関（鳥取県福祉相談センター女性相談課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局子ども家庭課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局子ども家庭課）を設置し、警察及び市町村等の関係機関と連携しながら対応しています。
- 配偶者暴力相談支援センターでは、
  - ・相談対応や関係機関の紹介
  - ・カウンセリング
  - ・DV被害者及び同伴家族の緊急時における安全の確保及び一時保護
  - ・自立して生活することを促進するための情報提供等
  - ・保護命令制度利用についての情報提供等
  - ・DV被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供等を行うこととされており、女性だけでなく、男性や性的マイノリティ（性的少数者）の方等、あらゆる間柄の中で生じるDV（デートDV）を対象としています。
- 本県では適切な相談対応を行うため、各配偶者暴力相談支援センターに、県の社会福祉専門職（相談支援担当、心理担当）を配置し、専門的な相談支援を行っています。また、多様化する相談ニーズに応えるため、弁護士による法律相談を実施し、保護命令の申立て、離婚、親権等のDV被害者が抱える法律問題について、被害者が直接弁護士に相談できる体制を整えています。
- また、配偶者暴力相談支援センターは、市町村間や他県との広域調整が必要な場合は、支援が円滑に実施できるよう努め、関係機関に対して、制度情報や支援の留意事項等の知識や技術を伝える等、スーパーバイズ<sup>1</sup>を行うことが求められています。

#### 【具体的な取組】

##### （１）各圏域に相談体制を確保

- ・各圏域に２４時間３６５日、電話相談や緊急一時保護に対応可能な体制を整備し、相談から保護、自立支援までの専門的かつ総合的な対応が一元的に実施できる体制を整備しています。

##### （２）専門職員の配置

- ・相談対応には社会福祉制度の知識に加えて、医療、教育、司法等の幅広い知識と対人援助技術が求められます。本県では、各配偶者暴力相談支援センターに相談支援を行う社会福祉主事及び女性相談支援員（福祉相談センターへ配置）、被害者の心理的ケアを行う心理療法担当職員等を配置し、各職種の専門性を活かした支援を行います。３か所全ての配偶者暴力相談支援センターに正職員の心理職を配置していることは本県の特徴で、DV被害者の状況（DV環境下にある方、DV環境下から避難中の方、回復過程

---

<sup>1</sup> スーパーバイズ：専門職がより良い支援や業務を行えるように、経験のある指導者が助言・指導・振り返りを行うこと。

にある方等）にあわせたカウンセリング等の心理的ケアを行います。

- ・研修や実践を通じて、職員の専門性を確保するとともに、組織としての経験が蓄積され、配偶者暴力相談支援センター全体で相談対応の質の確保や向上が図れるよう対策を講じます。

### （３）被害者の意向や状況に合わせた相談支援の充実

- ・相談内容に応じ、社会福祉制度等の情報提供、カウンセリング、関係機関調整等を行います。
- ・安心して相談ができるようDV被害者の安全確保を最優先とし、プライバシーに十分配慮しながらDV被害者が抱える個別の状況・ニーズに即した相談支援を行います。
- ・父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、令和6年5月に改正された「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）」で見直された親権、養育費、親子交流などに関する制度内容について、DV被害者への周知を図ります。
- ・親権について、離婚後、単独親権の定めをすることも共同親権の定めをすることもできるようになります。ただし、虐待やDV被害のおそれがあると認められる場合、家庭裁判所は単独親権の定めをすることとされています。
- ・裁判離婚の場合等においては、家庭裁判所が親権者を指定しますが、虐待やDV等、父又は母が子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合や父母が共同して親権を行うことが困難と認められる場合は単独親権とされることが、また、DVや虐待からの避難は親権の単独行使が認められる急迫の事情に該当すること等、DV被害者の立場に立って、丁寧な説明を行います。
- ・養育費の支払確保に関しては、協議や調停を経ることなく、法定養育費を請求することができるようになる等の見直しが行われています。
- ・また、父母や親族（祖父母等）との親子交流に関する新たなルールも設けられています。交流にあたっては、子どもの利益を最優先に考え、子どもの意向にも十分に配慮するとともに、DV被害者の負担を軽減し、安全・安心な交流ができるようサポートを行います。
- ・このため、支援者は研修等を通じて、見直された制度の運用面に関する考え方も含めた多面的な知識習得を図り、DV被害者の個別の事情に配慮した相談対応力の向上に努め、適宜、弁護士への相談を提案する等の支援も行います。
- ・配偶者暴力相談支援センターの法律相談、県庁家庭支援課が実施する「親権・養育費110番」及び法テラスを活用した弁護士相談の実施、養育費・親子交流相談支援センター<sup>2</sup>やひとり親家庭相談支援センター<sup>3</sup>との連携等、DV被害者の意向や状況に応じた相談支援を行い、解決に向けて歩みだせるよう継続的に支援を行います。
- ・DV被害者が保護命令申立を行う場合は、申立書作成支援とともに地方裁判所や警察と調整を行う等、円滑かつ安全に手続きが行えるよう同行支援も行います。
- ・DV被害者から苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて支援の改善に反映するよう努めます。

---

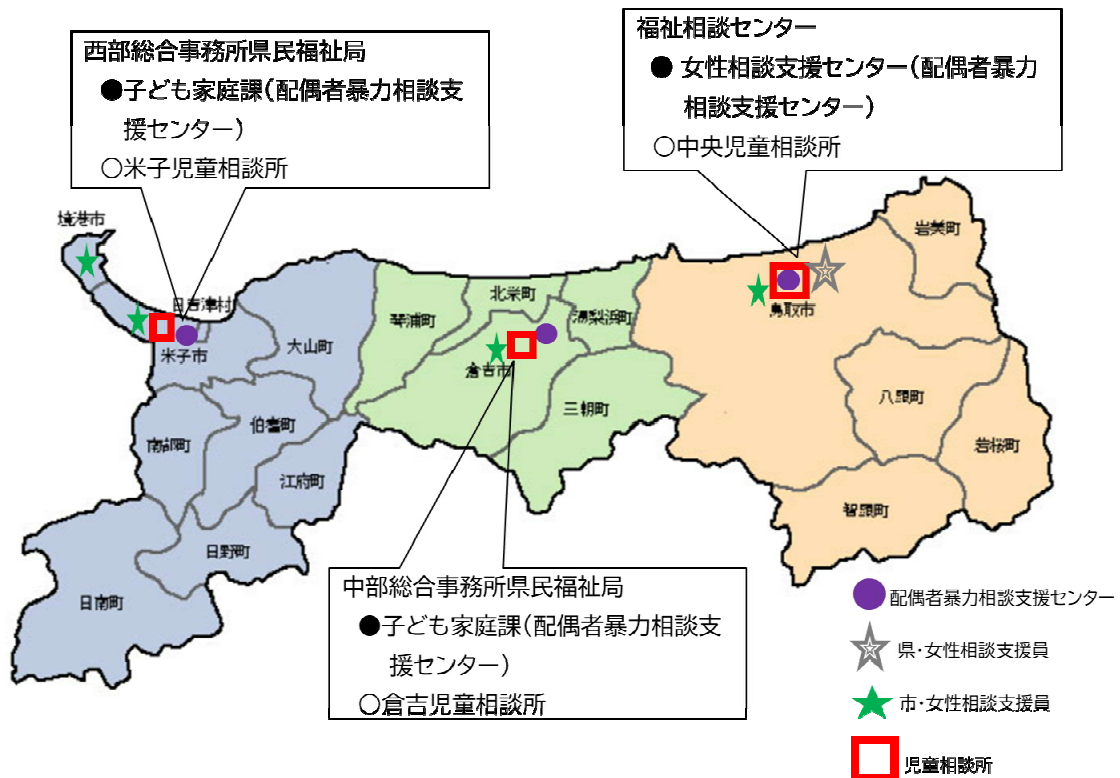
<sup>2</sup> 養育費・親子交流相談支援センター：家庭問題情報センター（FPIC）が運営する公的な「養育費及び親子交流（面会交流など）」の相談窓口・支援機関。

<sup>3</sup> ひとり親家庭相談支援センター：ひとり親家庭や寡婦などを対象に、生活・子育て・就労・法律などに関わる様々な相談や支援を行う公的又は公的委託の相談機関。

#### (4) 広域的な総合調整、関係機関へのスーパーバイズ

- ・相談支援を行うにあたり、複数の市町村間や他県との調整が必要な場合は広域調整を行い、支援が円滑に提供されるよう努めます。
- ・関係機関に相談支援で培った制度情報や支援の留意事項等の知識技術を伝える等スーパーバイズを行います。特に新任者や経験が浅い職員や機関に対しては、きめ細やかにサポートを行う等丁寧な支援を行います。

### 鳥取県における配偶者暴力被害者支援センター等の設置状況



### 施策の方向性(2) 市町村等の地域における相談体制の強化

#### 【現状と課題】

- 鳥取県では、全ての市町村がDV防止法に基づく基本計画を策定しています。市町村は、県の支援計画を勘案しながら、地域の実情を踏まえ、市町村基本計画の実践と計画のモニタリング<sup>4</sup>に努めることが求められます。
- 配偶者暴力相談支援センターは、平成16年の法改正により市町村に設置可能となり、平成19年の改正で努力義務化されました。現在、県内に市町村設置の配偶者暴力相談支援センターはありませんが、全ての市町村に女性・DV相談窓口が設置され、身近な市町村で相談できる体制が整備されています。

<sup>4</sup> モニタリング：ある取り組みや支援が適切に進んでいるかを継続的に観察・確認し、必要に応じて改善につなげるためのプロセス。

## 【具体的な取組】

### （１）各市町村に女性・DV相談窓口を設置

- ・市町村の女性・DV相談窓口を明確化するとともに、身近な市町村で相談できる体制を整備します。（鳥取・倉吉・米子・境港の４市には女性相談支援員が配置されている。）
- ・広域的な対応や一時保護が想定される場合等は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、DV被害者にとって、よりよい支援を提供します。
- ・DV被害者から苦情の申出を受けた時は、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて支援の改善に反映するよう努めます。

### （２）身近な行政機関として様々な住民サービスを提供

- ・市町村には、住民票担当課や母子保健担当課、DV被害を発見しやすい立場である子どもや女性相談担当課もあるため、適切な支援につながるよう庁内連携を図ります。また、DV被害者がつらい被害の状況等を何度も話さなければならない状況が生じないように、面接のあり方等にも十分に配慮した対応を行います。
- ・併せて、警察や配偶者暴力相談支援センターよりも、身近な市町村での相談を希望される方を考慮し、女性・DV相談担当やこども家庭センター<sup>5</sup>等の相談体制を整えます。
- ・住民基本台帳事務や公営住宅の優先入居等のDV被害者支援に関連する制度の理解に努め、安全で円滑に諸手続が行えるよう配慮します。
- ・一時保護やDV環境からの離脱後等、それぞれの段階で居所が変わる場合には、地域における支援のつながりが安全かつ円滑にできるよう関係部署及び関係機関と連携して対応します。

---

<sup>5</sup> こども家庭センター：市町村が設置・運営する子どもと家庭の相談支援センターで、妊産婦から子育て中の家庭、子ども・若者までを対象に「母子保健」と「児童福祉」の両機能を一体化して切れ目のない支援を提供することを目的とした機関。

【参考：DVやデートDVの形態】

DVやデートDVなどの暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力等があり、次のような様々な暴力が重なって起きています。

(暴力の一例)

○身体的暴力

- ・殴る、蹴る、押す、腕をねじる、つねる、首をしめる
- ・刃物などの凶器を体に突きつける、物を投げつける、眠らせない

○精神的暴力

- ・大声でどなる、暴言、舌打ち、何を言っても無視して口をきかない
- ・バカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- ・「別れるなら死ぬ」と言って脅す
- ・大切にしている物を壊したり捨てたりする、ペットへの暴力、ペットを渡さないと脅迫する

○性的暴力

- ・嫌がっているのに性行為を強要し、避妊に協力しない
- ・嫌がっているのに裸や下着姿の写真を撮る、性的羞恥心を感じる写真を SNS に流す（と脅す）

○経済的暴力

- ・生活費を渡さない、外で働くなど言ったり仕事を辞めさせたりする
- ・自由にお金を使わせない、借金の強要

○社会的暴力

- ・実家や友人との付き合いを制限したり、携帯電話を細かくチェックしたりする
- ・自由に外出させない、行動をチェックする

○その他の暴力

- ・子どもに危害を加える、子どもを取り上げると言って脅す
- ・子どもの前であなたを非難する

等

■鳥取県各市町村における DV 防止法に基づく基本計画策定状況

|      | 計画の名称                              |
|------|------------------------------------|
| 鳥取市  | 鳥取市男女共同参画かがやきプラン                   |
| 米子市  | 米子市男女共同参画推進計画                      |
| 倉吉市  | くらよし男女共同参画プラン                      |
| 境港市  | さかいみなと みんなと参画プラン                   |
| 岩美町  | いわみ虹色プラン -岩美町男女共同参画計画-             |
| 若桜町  | 若桜町男女共同参画プラン                       |
| 智頭町  | 智頭町男女共同参画プラン                       |
| 八頭町  | 八頭町男女共同参画プラン                       |
| 三朝町  | 三朝町男女共同参画プラン                       |
| 湯梨浜町 | 湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン     |
| 琴浦町  | 琴浦町男女共同参画プラン                       |
| 北栄町  | 北栄町男女共同参画基本計画                      |
| 日吉津村 | 日吉津村男女共同参画計画                       |
| 大山町  | 大山町誰もが共同参画できる社会づくり計画（大山町男女共同参画プラン） |
| 南部町  | 第3次南部町男女共同参画プラン                    |
| 伯耆町  | 伯耆町男女共同参画推進計画                      |
| 日南町  | 日南町男女共同参画推進計画                      |
| 日野町  | 日野町男女共同参画プラン                       |
| 江府町  | 江府町男女共同参画プラン                       |

※改訂等に伴い、計画の名称が変更になっている場合があります。計画の名称、本文及び直近改訂日等の詳細は、各市町村にお問い合わせください。

## 施策の方向性（３） 相談者への配慮

### 【現状と課題】

- DV被害者が各種相談窓口や捜査、裁判等に携わる職務関係者の不適切な関わりや言動により再び傷つけられることを「二次被害」と呼びます。二次被害を受けると、支援者への不信感や心身の状態悪化等により、相談及び保護につながらない等の弊害が生じる可能性があります。そのため、支援者がDV被害者に適切な対応ができるよう資の向上を図る必要があります。
- また、外国人、障がい者、高齢者、男性、性的マイノリティ（性的少数者）等の配慮を要するDV被害者に対して、人権を尊重し、支援を受けにくいことがないよう、各関係機関と連携して支援を行います。

### 【具体的な取組】

#### （１）二次被害の防止

- ・二次被害防止のため、相談を受ける際は個室を使用する等プライバシー保護に努め、電話相談の際は周囲の声を拾わないよう留意する等の環境整備を行います。
- ・支援者はDV被害者の置かれている状態や心情を理解して適切に対応するとともに、守秘義務を徹底し、安心して相談できるよう配慮します。

#### （２）外国人、障がい者、高齢者、男性、性的マイノリティ（性的少数者）等に対する相談の充実

- ・外国人に対しては、外国語パンフレットや翻訳アプリ<sup>6</sup>を活用し、必要に応じて鳥取県国際交流財団と連携した支援を提供するとともに、相談窓口の周知を行います。また、在留資格の変更や更新、取消し等が必要な場合は、円滑に手続きが行われるよう配慮し、必要に応じて同行支援を行います。
- ・障がい者や高齢者に対しては、個々の配慮事項を理解し、各種制度の情報提供や適切な支援が受けられるよう関係機関との連携を強化します。また、障がい者虐待や高齢者虐待が疑われる場合は、市町村担当課等と連携して対応します。
- ・男性や性的マイノリティ（性的少数者）の方等、性に関わりなくDV（デートDV）に悩むすべての方にとって、相談しやすい体制整備と適切な対応を図ります。

---

<sup>6</sup> 翻訳アプリ：別の言語に文章や音声を変換するためのスマートフォン向けのアプリです。多くの言語に対応している。



## 基本目標２ 関係機関連携の強化

### 施策の方向性（１） 国・県・市町村・民間団体等の連携協力推進体制の整備

#### 【現状と課題】

- 本県では、平成１２年度に「女性に対する暴力防止関係機関連絡会」（後に、「鳥取県配偶者等に対する暴力防止関係機関連絡会」に名称変更）を発足し、各機関の取組状況を相互に知り、課題を共有してきました。また、圏域ごとに「ＤＶ相談支援担当者ネットワーク会議」を開催し、関係機関との研修や情報交換等を実施、連携を図りながら組織的にＤＶ被害者支援を行ってきました。
- そのような中、支援関係機関のネットワーク構築を目的として、令和６年４月にＤＶ防止法では「法定協議会」、女性支援法では「支援調整会議」という会議体の設置が努力義務化されました。本県ではこの２つの会議体を一体的に運営し、ネットワーク構築をより強固とすることを目的とし、既存の「鳥取県配偶者等に対する暴力防止関係機関連絡会」を「鳥取県困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者支援調整会議」として、令和８年４月に新たに設置しました。
- ＤＶ被害と児童虐待が併発している相談は、警察と児童相談所、要保護児童対策地域協議会との相互連携は不可欠です。警察は、緊急時の安全確保や暴力の制止を行うとともに、通報や相談への対応等、配偶者暴力相談支援センターと連携を図ります。
- 子どもがＤＶを目撃することは、子どもへの心理的虐待（面前ＤＶ）にあたるため、児童虐待が疑われる場合は、児童相談所や市町村ごとに組織される要保護児童対策地域協議会と連携し、児童虐待防止の観点での支援も実施します。
- また、ＤＶ被害者の中には複合的な課題を抱えた方もあるため、女性支援法と連動した分野を横断したネットワークを活用し、中長期的な支援を提供できるよう努めます。

＜表４＞令和６年 鳥取県警察本部による配偶者暴力（ＤＶ）事案件数

|    | R2    | R3    | R4  | R5  | R6  |
|----|-------|-------|-----|-----|-----|
| 相談 | 110   | 101   | 139 | 171 | 220 |
| 継続 | 0     | 1     | 1   | 3   | 20  |
| 検挙 | 28(1) | 26(2) | 36  | 43  | 33  |

※相談の「継続」は、前年末現在において継続対応中の件数

※検挙の（ ）は、ＤＶ防止法違反事件の検挙件数で内数

出典：鳥取県警察本部生活安全部 少年・人身安全対策課

#### 【具体的な取組】

##### （１）様々な分野の関係機関とのネットワーク構築

- ・令和８年４月に県が設置した新しい会議体である「鳥取県困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）」は、幅広い関係機関で構成される「全体会議」、被害者の支援に直接携わる者により構成される「実務者会議」、個別事案に対応する「個別ケース検討会議」の３つで構成されます。これまでのＤＶ被害者支援に特化した会議体に女性支援法の視点が加わったことで、より横断的で重層的なネットワーク構築に取り組みます。あわせて、本計画の実践や進捗状況等のモニタリングに努め、ＤＶ被害者支援の取組を推進します。

- ・要保護児童対策地域協議会、保健所や児童相談所との会議等の様々な機会をとらえて、DV被害者支援や相談窓口についての周知を図り、連携体制の強化を図ります。

## (2) 警察、児童相談所等との連携強化

- ・配偶者暴力相談支援センター及び市町村等は、DV被害者の安全を守るため、警察と連携して相談支援を行います。警察では、緊急時の暴力の制止はもとより、通報や相談への対応、被害防止策等の教示を行い、相談内容に応じて配偶者暴力相談支援センターや市町村等への引き継ぎを行います。
- ・DV被害者を発見したり、DV被害者から相談を受けた場合の対応について、関係機関で周知を図るため、令和6年度に改訂した「医療機関向けDV被害者対応の手引き」に続き、「教育・保育従事者向けDV被害者対応の手引き」と「支援者向けの相談支援マニュアル」を順次、改訂します。
- ・児童虐待が疑われる場合は、児童相談所との連携や市町村要保護児童対策地域協議会への参画により、児童虐待の防止を図ります。
- ・児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会が関わる中でDVが背景にあると判明した場合は、児童相談所等から配偶者暴力相談支援センターや市町村女性・DV相談担当窓口につなぐ等双方向の連携に努めます。

## (3) 困難な問題を抱えた女性に関する施策との連携

- ・DV被害者の中には複合的な課題を抱えた方もあるため、その方にあった各種制度情報の提供や関係機関との調整を行います。
- ・DV環境から離脱後も離婚等の司法手続き、経済困窮、心身の不調、子どもの養育等で困り感が生じることも多いことから、包括的な中長期支援を行います。

## 施策の方向性(2) 職員の資質向上と人材育成

### 【現状と課題】

- 配偶者からの暴力は外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化、深刻化しやすく、また相談しにくいという特徴があります。支援者がこのようなDV被害の特徴について理解することが二次被害の防止や職員のバーンアウト<sup>7</sup>防止にもつながります。
- また、相談対応の際は、加害者にDV被害者の居所や被害者を支援している者の氏名等が知られてしまうことのないよう、情報管理に十分配慮することも必要です。
- 行政機関の職員は人事異動を伴うため、DV被害者支援に必要な内容や安全対策について、知識や経験の十分な積み上げが難しいという課題があります。そのため、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、支援者の資質向上を図る取組を行います。
- これまでDV防止法及びストーカー規制法といった被害者保護を目的とする法律は幾度の改正を経て強化され、令和5年改正DV防止法では、「精神的な暴力」が保護命令制度の対象となりました。また、テクノロジーの進化を悪用し、加害者がDV被害者やその子どもの持ち物に「紛失防止タグ<sup>8</sup>」を入れて居所を特定しようとする行為も令和7年改正DV防止法により、保護命令制度（電話等禁止命令）の対象行為になりました。

<sup>7</sup> バーンアウト：長期間のストレスや過度の負担によって心身のエネルギーが枯渇し、やる気や達成感が無くなってしまう「燃え尽き症候群」のこと。福祉・医療・教育・相談職など、対人支援の業務では起こりやすいとされている。

<sup>8</sup> 紛失物の発見の補助等を目的として開発・販売されている装置。

## 【具体的な取組】

### （１）DV被害者支援の理解と対応スキルの向上

- ・支援調整会議等を活用し、DV被害者の心情や置かれた状況、安全対策、各種制度、エンパワメントの視点<sup>9</sup>等について理解を深めます。また、マニュアル整備等により支援者の言動による二次被害防止や安全に相談支援活動を行うための留意点等について共通認識を図ります。あわせて、各機関や施設において警察と連携する等して安全対策研修を実施する等様々な形でスキル向上を図ります。

### （２）DV防止法改正等の新しい動きへの対応

- ・精神的暴力や「紛失防止タグ」を用いてDV被害者等の所在を把握しようとする行為が保護命令制度の対象行為になりました。支援者がDV被害者に対して適切に注意喚起や情報提供ができるよう、裁判所や警察等と連携して研修を開催する等、相談対応の資質向上を図ります。
  - ※「精神的暴力」は、全ての保護命令（接近禁止命令、電話等禁止命令、被害者の子の接近禁止命令及び電話等禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令、退去命令）の対象となりました。
  - ※「紛失防止タグ」を用いた被害者等の所在を把握する行為は、保護命令のうち、電話等禁止命令の対象となりました。

### （３）複雑・多様化する課題に対する制度の理解

- ・多様な背景があり、複合的で困難な課題を抱えているDV被害者や、若年から高齢者まで幅広い年齢層のDV被害者に対応できるよう、支援者は法律、医療、障がい、居住、困窮、就労等の相談窓口、手続き等の知識を得るとともに、各種支援につないで円滑に支援が提供できるよう関係機関とのネットワーク体制の構築を図ります。
- ・民法改正により新しく導入される親権、親子交流等に関する研修を受講する等情報収集を行い、適切に情報提供できるよう努めます。（再掲）

＜表５＞DV防止法第14条第2項に基づき、配偶者暴力相談支援センターが裁判所から書面提出を求められた件数

| 区分    | 提出件数 |                                                                                   |
|-------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年度 | 10   | ※被害者の保護命令申立てに伴い、地方裁判所からの請求に応じて書面回答をしている。<br>※また、被害者が保護命令を申し立てる際、書面作成等の申立て支援をしている。 |
| 令和5年度 | 1    |                                                                                   |
| 令和6年度 | 3    |                                                                                   |
| 令和7年度 | 7    |                                                                                   |

出典：鳥取県女性相談支援センター調べ

<sup>9</sup> エンパワメントの視点：人や家庭が本来持っている力や可能性を引き出し、自分の人生を主体的に選び、行動できるように支援する考え方。

## 基本目標3 安心・安全な保護体制及び自立支援の充実

### 施策の方向性（１） 一時保護の充実

#### 【現状と課題】

- 本県ではDV被害から逃れて安全を確保するための方法として、夜間、休日を問わずDV被害者を受入れできる体制を整備し、被害者の状況に応じて円滑に一時保護ができるよう、警察や市町村等と連携・協力して対応しています。
- 一時的な避難先となる一時保護施設は、DVから逃れてきた被害者や同伴家族が安心して心と体を休め、新たな人生を歩みだす準備をする場所です。居室環境や一日のスケジュール、支援内容、衣食住等に不安感や危機感が生じないように配慮した対応を行います。
- 一時保護はあくまで一時的なものであり、生活再建につなげるための場でもあります。DV被害者の意向を確認しながら、今後の生活に関する様々な制度等の情報や選択肢を提供して、自立後の生活について一緒に考えていきます。
- また、委託一時保護施設との定期的な連絡会を開催し、連携強化に努めます。
- 民間支援団体は公的な委託費や補助金を主な財源として活動しており、運営や受け入れ体制の維持に苦慮する現状があります。本県では、委託一時保護施設の維持にかかる経費やDV被害者支援にかかる費用を県の補助事業で支援していますが、DV被害者の状況が多様化、複雑化している現状を踏まえ、補助事業の内容等については、関係機関と意見交換を行いながら、適宜、見直しも検討します。
- DV被害者を支援する側のサポートも重要です。配偶者暴力相談支援センターでは、「配偶者等からの暴力被害者支援アドバイザー事業（心のケア事業）」を実施し、精神科医の助言やスーパーバイズを得る等、委託一時保護施設の職員の心のケアを図っています。
- 一時保護中の支援に不満がある場合は、配偶者暴力相談支援センターや県（家庭支援課）への相談、福祉サービス運営適正化委員会<sup>10</sup>への申出等、引き続き、DV被害者の訴えを受け止め、対応改善等、適切に対応に努めます。

＜表6＞一時保護件数

| 区分    | 一時保護件数 |       |     |       |        |
|-------|--------|-------|-----|-------|--------|
|       |        | 主訴別   |     | 一時保護所 | 委託一時保護 |
|       |        | DV被害者 | その他 |       |        |
| 令和4年度 | 19     | 10    | 9   | 3     | 16     |
| 令和5年度 | 27     | 16    | 11  | 9     | 18     |
| 令和6年度 | 29     | 15    | 14  | 10    | 19     |
| 令和7年度 | 37     | 15    | 22  | 6     | 31     |

出典：鳥取県女性相談支援センター調べ

<sup>10</sup> 福祉サービス運営適正化委員会：社会福祉法に基づいて各都道府県の社会福祉協議会に設置されている第三者機関。利用者の立場を守り、福祉サービス事業の適正な運営を確保することを目的としている。

## 【具体的な取組】

### （１）配偶者暴力相談支援センターによる緊急対応の実施

- ・緊急に保護を必要とするDV被害者を円滑に支援できるよう、県の東部・中部・西部の圏域を問わず、24時間体制でDV被害者の受入れに応じる体制を引き続き維持し、安全かつ円滑に一時保護が実施できるよう警察や市町村等との連携を強化します。
- ・DV被害者が安心して過ごすことができるよう、県は、委託一時保護施設の防犯対策について補助を行う等安全確保に努めます。

### （２）配偶者暴力相談支援センターと一時保護施設との連携強化

- ・配偶者暴力相談支援センターと委託一時保護施設との連絡会を定期的を開催し、課題の共有や改善のための検討等を行い、一時保護先との連携を密にすることで、DV被害者の個別の事情に配慮した支援の提供と支援の質の向上に関する取組を行います。

### （３）受け入れ体制及び生活支援の充実

- ・一時保護施設はDV被害者が安心して過ごせるよう食事や衣類等を提供、同行支援、学習支援、保育等の生活支援を行い、余暇支援について検討します。
- ・また、夜間及び休日の支援体制の確保及び施設的环境整備の検討を行います。
- ・一時保護中の支援に不満がある場合は、各一時保護施設及び配偶者暴力相談支援センター、県（家庭支援課）が窓口として対応、委託一時保護施設の苦情受付責任者への相談や福祉サービス運営適正化委員会における申立を行う等、引き続き、DV被害者の訴えを受け止め適切に対処する体制を整えます。

## 施策の方向性（２） 自立支援の充実

### 【現状と課題】

- 一時保護解除後、DV被害者や同伴家族が地域で自立した生活を営むためには、住宅の確保、経済基盤の確立、就労、子どもの養育、カウンセリング等による心身のケア等、さまざまな方面からの継続的な支援等が必要です。行政や関係機関が連携しながら、被害者のスムーズな地域移行や定着支援が重要となります。
- 住宅の確保については、公営住宅の優先入居や住宅借り上げ費用の一部助成、保証人となった一時保護施設職員が費用を負担した場合の損失補填、居住支援協議会<sup>11</sup>と連携した住宅確保に関する相談対応等を行っています。
- また、居所が変わることで、学校や保育所の転出入が必要な場合は、安全かつ円滑に手続きが進むよう教育委員会や市町村保育担当課等と必要な調整を行います。
- 経済的支援は、生活保護をはじめとした社会福祉制度や医療制度、また、令和5年度に制度が拡充されたDV被害者支援基金（民間基金）等、各種制度の内容や手続きに関する情報提供を丁寧に行います。
- 一方で、DV被害者は、緊迫した暮らしの中で心理的外傷や経済的困難から、すぐに自立生活を送ることが困難なこともあります。
- 本県では、困難な問題を抱えた女性やDV被害者等が利用できるステップハウス（施設と在宅の中間施設。（鳥取県ステップハウス運営事業））を民間団体に委託して運営し、DV被害者の精神的ケアや自立に向けたサポートを行っています。
- また、同伴児童を伴うDV被害者においては、親子が安心安全な環境下で一緒に暮らし、

<sup>11</sup> 居住支援協議会：住宅確保に配慮が必要な人が安心して住まいを確保し、地域で生活できるように支援するための協議会。

支援を受けながら自立を目指すことのできる母子生活支援施設の利用も考えられます。入所にあたっては、市町村担当課（福祉事務所）が施設と調整を行い、入所手続きと入所後の支援が円滑に進むよう連携して取り組みます。

## 【具体的な取組】

### （１）地域生活への移行

- ・自立後の住まいとして、公営住宅の優先入居や賃貸住宅への入居のために居住支援協議会等との連携を図るなど、住まいの確保に関する支援を行います。
- ・困難な問題を抱えた女性やDV被害者の自立支援のため、ステップハウスを活用して支援の充実を図ります。
- ・居所が変わることで、学校や保育所の転出入が必要な場合は、教育委員会や市町村保育担当課等と連携し、DV被害者に就学や保育についての情報提供等を行います。その際、教育委員会、学校、保育所等は、DV被害者の子の転出先や居住地等の情報を適切に管理し、安全かつ円滑に手続きが進むよう調整します。あわせて、その際に必要な支援が途切れることがないよう連携を図ります。

### （２）母子生活支援施設の利用

- ・同伴児童を伴うDV被害者が、親子で安心安全な環境下で一緒に暮らし、就労、育児、健康、将来の生活設計等について総合的な支援が必要と考えられる場合は、母子生活支援施設の活用を勧めます。
- ・利用を希望する場合は、入所決定を行う市町村担当課（福祉事務所）に速やかに相談するとともに、施設と調整等を行い、入所手続きと入所後の支援が円滑に進むよう連携して移行支援を行います。

### （３）利用できる制度の見直し、拡充

- ・委託一時保護施設を対象とした県補助金は、実態に合わせて事業の再編、自立にかかる支援を強化する等、適宜、内容の見直しを検討します。

### （４）定着支援の強化

- ・一時保護解除後の新生活への移行が円滑に進むよう自立支援にかかる各種制度についてDV被害者に情報提供し、手続き支援を行うとともに、新しい生活での困りごとについて相談に応じます。
- ・加害者との関係を絶った後も、DV被害によるPTSD<sup>12</sup>等による精神的ケアが必要な場合があるため、継続的なサポートとアフターケアを実施します。

## 施策の方向性（３） 同伴児童等に対するサポートの強化

### 【現状と課題】

○一時保護期間中、同伴児童等はこれまでの日常と異なる慣れない環境下で過ごすため、生活の様子を注意深く観察し、興味や年齢、発達に応じた遊びや学習等を提供し、過ごし方の工夫や配慮を行うことが必要です。また、適宜、面接や心理教育<sup>13</sup>を行う等、安心して次の生活に移行できるようサポートします。

<sup>12</sup> PTSD（心的外傷後ストレス障害）：事件や事故、災害など、生命の危険や強い恐怖を感じるような体験をきっかけに引き起こされる精神的な障がい。

<sup>13</sup> 心理教育：本人や家族が、問題となっている症状・状態・ストレスへの理解を深め、対処法を学べるようにする支援方法。

○DVは子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまいます。子どもが日常的に暴力のある環境で過ごすと、感情表現や問題解決の手段として、暴力を用いることを習得してしまうこともあります。中には、DVから逃れた後に、様々な症状や問題行動が表れる場合や、転校や転居をはじめとする生活の変化等も影響し、子どもが支援を要する状態になる場合もあります。

○DV被害者の中には、このような子どもの姿に戸惑い、子育てに困り感を感じる方もあり、親子関係の再構築が必要になる場合もあります。このため、配偶者暴力相談支援センターのみならず、児童相談所をはじめ、母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設、学校、保育所等の子どもに対応する関係機関と連携し、子どもとDV被害者に継続的な支援を実施します。

＜表 7＞同伴家族の年齢別人数

| 区分    | 1歳未満 | 幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年齢 | 18歳以上 | 計  |
|-------|------|----|-----|-----|-------|-------|----|
| 令和4年度 | 2    | 10 | 6   | 0   | 1     | 0     | 19 |
| 令和5年度 | 2    | 6  | 12  | 5   | 1     | 2     | 28 |
| 令和6年度 | 3    | 13 | 7   | 1   | 1     | 3     | 28 |
| 令和7年度 | 3    | 17 | 7   | 1   | 0     | 2     | 30 |

出典：鳥取県女性相談支援センター調べ

#### 【具体的な取組】

##### （１）同伴児童の状況に応じた支援の提供

- ・一時保護による慣れない環境下で過ごすため、子どもが安心安全な生活が送れるよう、一時保護施設は、子どもの興味や年齢、発達に応じた遊びや学習等の支援を提供します。
- ・DV被害者の心身のダメージが強く、日常の養育に支援が必要な場合は、一時保護施設の職員が保育等を行う等、DV被害者のサポートを行います。

##### （２）同伴児童の心理面に配慮した対応

- ・DVを身近で見てきた子どもは、心身に影響を受けており、心理的虐待に該当する場合があります。配偶者暴力支援センターや一時保護施設は、DV被害者や一時保護施設の職員から同伴児童の状況を丁寧に聴き取り、必要に応じて個別面接や心理教育、カウンセリング等の心のケアを行います。
- ・同伴児童も今後の自立先や親子交流等を決定するプロセスに参加して、自分の気持ちや意見が言える等、子どもの意向も丁寧に確認しながら、安心して次の生活に移行できるようサポートします。
- ・子どもの意向を確認するにあたっては、県版アドボカシー制度<sup>14</sup>の枠組みも活用して、意見表明支援員（アドボキッ）を女性相談支援センターの一時保護施設や母子生活支援施設等に派遣し、子どもの意見表明をサポートする取組も推進します。
- ・一時保護終了後も支援が必要な場合は、教育委員会や児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の機関と連携を図り、継続的な支援が受けられるよう支援体制を整えます。

<sup>14</sup> 県版アドボカシーの制度：子どもの意見表明権を保障するため、各児童養護施設等へアドボキッを派遣して子どもの意見表明をサポートする他、子どもが権利侵害を訴えた場合の仕組みの構築、セルフアドボカシーを育むための子どもの権利学習の実施等、子どもの意向が最大限尊重された上で、子どもの最善の利益を図る支援がなされるような環境を整備する制度。



## 基本目標4 暴力を許さない社会づくり

### 施策の方向性(1) 様々な場面での普及啓発の実施

#### 【現状と課題】

- DV問題の解決のためには、DV被害者を支援することと併せて、家庭、地域、職場、学校等の場面で、DVが犯罪であり重大な人権侵害であるという正しい知識を伝え、理解を促すために、教育や研修、啓発等を実施することが重要です。
- 近年、暴力は配偶者間だけでなく、思春期や青年期などの若年層の恋人間でも発生しており、交際期間中から暴力を受けていた被害者も少なくありません。
- 内閣府が令和5年3月に発表した「男女間における暴力に関する調査」では、10歳代に交際相手から「身体的暴力」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」いずれかの被害を受けた経験のある人は、女性13.3%、男性12.5%と報告されています。
- 鳥取県では若年層が交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」についての理解を深め、対等でお互いに尊重し合えるより良い関係を築くことは、DVの未然防止に効果があると考え、平成22年度から県がDV予防啓発支援員を養成して、中学生・高校生等の生徒・学生を対象に「デートDV予防学習会」を実施しています（令和7年度は全県で35校、合計3,289名の生徒・学生が学習を受けました）。
- また、令和4年に改訂された文部科学省の「生徒指導提要」には、性犯罪・性暴力に関する生徒指導の課題未然防止教育として「生命（いのち）の安全教育」が位置づけられました。
- 児童生徒にとっての身近な相談相手となる教職員が、適切な対応を図るためにも、教育委員会が行う研修との連携やマニュアル等により理解を深めることが必要です。
- さらに、SNS等の利用に関するリテラシーの向上を図る取組も新たな課題として、取り組む必要があります。

#### 【具体的な取組】

##### (1) DV防止啓発活動

- ・「女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月）」の期間中、ショッピングセンターや公共施設等で、配偶者や恋人間の暴力（DV・デートDV）についての街頭キャンペーンを行います。また、男女共同参画センターや性暴力被害者支援センター等と共同でパネル展示を行う等、DV被害についての普及・啓発活動を行います。
- ・デートDVの予防に関するリーフレット等を作成し、中学生や高校生等に配布します。リーフレットは身近な問題として考えられるようマンガや事例を用いる等内容を工夫するとともに、幅広く周知を図る方法についても検討します。

##### (2) 学習会や研修会の実施

- ・当県のデートDV予防学習会は、取組開始から15年が経過し、中学校や高等学校等を中心に実施校も増え、その取組は定着しています。文部科学省でも、近年の性暴力被害の増加を受け、性暴力やデートDVについて学ぶことを推進しています。引き続き、教育委員会や性暴力被害者支援センターとも連携しながら、より多くの児童生徒が学ぶことができるよう、デートDV予防学習会の取組を推進します。
- ・現在の学習会を継続しつつ、SNS・ネット利用に端を発した児童への性暴力被害（生成AI等を利用し、実在する児童生徒の容貌の画像情報を加工して作成した児童ポルノ等の拡散や性的な自画撮り画像の送付の強要（以下「児童ポルノ等に関する被害」という）も含む）が生じていることも踏まえ、SNS・ネット利用のリテラシー向上に関する内容も加える等、学習会の内容の充実も図ります。



- ・また、性暴力被害やトラブル（児童ポルノ等に関する被害も含む）に巻き込まれそうになった時に相談できる専門相談窓口である「青少年SNS・ネット悩みごと相談窓口」との連携等も行います。
- ・市町村や社会福祉施設、地域でも、引き続き、DV予防のための研修会を行い、誰もが被害者・加害者にならないための正しい知識や対応方法を学び、DVのない社会を目指します。

## **施策の方向性（２）**

### **加害者に対する取組**

#### **【現状と課題】**

- DV加害者自身が暴力から脱却することができなければ、再びDVが行われる危険性や新たなDV被害者を作り出してしまう可能性があります。本県では、DV加害者電話相談を実施し、加害者の話を聞き、自らの行為を見つめ直すきっかけづくりを行っています。
- 前述した中高校生等の若年層を対象にした「デートDV予防啓発学習会」は、若年層が暴力の被害者だけでなく、加害者にならないための取組でもあります。

#### **【具体的な取組】**

##### **（１）DV 加害者電話相談の実施**

- ・県は、配偶者や恋人等に暴力をふるってしまいそう、あるいはふるってしまいどうしていいかわからない等のDV加害者のための電話相談を実施します。
- ・専門の相談員が悩みや困りごとを聞き、行動改善等のためのアイデアを提供する等、加害者が自らの行為を見つめなおすきっかけづくりを行います。
- ・今後もDV加害者電話相談の周知を行うとともに、少しでも相談しやすくするための方法を検討します。

##### **（２）国や民間団体等の取組を情報収集**

- ・県は国の「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」や全国の加害者支援プログラム等の動向に注視し、情報収集を行います。

## 資 料 編

|   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 国及び鳥取県のDV対策の取組年表 | 23 |
| 2 | 鳥取県のDV相談窓口一覧     | 26 |

# 1 国及び鳥取県のDV対策の取組年表

| 年度    | 国                                                                                                         | 鳥 取 県                                                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 32 |                                                                                                           | ○婦人相談所設置                                                                                                                                                |
| 昭和 63 |                                                                                                           | ○婦人保護施設「鳥取県婦人寮」廃止                                                                                                                                       |
| 平成 3  |                                                                                                           | ○福祉相談センター設置により、婦人相談所及び一時保護所移転                                                                                                                           |
| 平成 11 | ○「男女共同参画社会基本法」が成立<br>○「男女間における暴力に関する調査」を実施                                                                | ○関係機関連絡会を開催（計 6 回）<br>・民間団体、警察署、関係施設等が参加<br>・県内の課題共有が始まる                                                                                                |
| 平成 12 |                                                                                                           | ○「女性に対する暴力防止関係機関連絡会」を設置                                                                                                                                 |
| 平成 13 | ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が成立（4 月公布、1 0 月一部施行）                                                   | ○「子どもと女性を守る関係者懇談会」（3 回）<br>○民間支援団体等に対し一時保護のための家賃補助などの単県補助を開始                                                                                            |
| 平成 14 | ○DV防止法の完全施行（4 月）                                                                                          | ○民間支援団体等への委託一時保護の開始<br>○婦人相談所（東部）を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ                                                                                                  |
| 平成 15 |                                                                                                           | ○ステップハウス設置、民間委託を開始                                                                                                                                      |
| 平成 16 | ○DV防止法の一部改正（6 月公布、1 2 月 2 日施行）<br>・暴力の定義の拡充（身体的暴力に加え、精神的暴力が追加）<br>・国、県の基本計画策定義務化<br>○国基本方針の策定（H16. 12. 2） | ○全国に先駆けて「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」策定（H16. 12. 2）<br>○中部・西部福祉保健局（現：中部・西部県民福祉局）を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ<br>○「女性に対する暴力防止関係機関連絡会」を「鳥取県配偶者等に対する暴力防止関係機関連絡会」に名称変更 |
| 平成 18 |                                                                                                           | ○DV加害者電話相談の開始（1 0 月～）<br>○西部福祉保健局（現：西部県民福祉局）に一時保護決定権限付与<br>○外国人被害者への通訳者の養成を開始                                                                           |
| 平成 19 | ○DV防止法の一部改正（7 月公布、1 月 1 1 日施行）                                                                            | ○「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改訂（H20. 2. 7）                                                                                                                |
| 平成 20 |                                                                                                           | ○中部福祉保健局（現：中部県民福祉局）に一時保護決定権限付与                                                                                                                          |
| 平成 21 |                                                                                                           | ○DV被害者支援基金の設立（運営：県社協）                                                                                                                                   |

|       |                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                      |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 22 |                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第二次改訂（H22. 12. 21）</li> <li>○夜間電話相談窓口の対応時間を 24 時間に拡充。（H23. 1～）</li> <li>○DV 予防啓発支援員活動事業の開始</li> </ul>                              |
| 平成 23 |                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○グループカウンセリングの開始（福祉相談センター）</li> </ul>                                                                                                                          |
| 平成 25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○DV 防止法の一部改正（7 月公布、1 月 3 日施行）</li> <li>・生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者を対象に追加</li> </ul>                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉相談センターの心理療法専門員を正職員化</li> </ul>                                                                                                                             |
| 平成 27 |                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第三次改訂（H28. 3. 31）</li> </ul>                                                                                                       |
| 平成 29 |                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中部・西部福祉保健局（現：中部・西部県民福祉局）に要保護女子の委託一時保護権限を付与</li> </ul>                                                                                                        |
| 令和元   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○DV 防止法及び児童福祉法等の一部改正（R1. 6. 26 公布、R2. 4. 1 施行）</li> <li>・被害者保護のため相互に連携及び協力すべき関係機関として児童相談所を法文上明確化</li> <li>・被害者に同伴家族が含まれる旨を明確化</li> <li>○国基本方針の改訂（R2. 3. 23）</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                      |
| 令和 2  |                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人相談所に配置する婦人相談員を「女性相談員」に名称変更（R2. 4. 1）</li> <li>○各圏域の配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との間で、情報共有や連携についての検討を開始</li> <li>○内閣府の「性暴力・配偶者被害者等支援交付金」を活用して民間支援団体への助成を拡充</li> </ul> |
| 令和 3  |                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第四次改訂（R3. 4. 1）</li> </ul>                                                                                                         |
| 令和 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援法）成立（R4. 5. 25 公布、R6. 4. 1 施行）</li> <li>・貧困や家庭内暴力などに直面する女性の自立に向けて公的支援を強化</li> </ul>                                                       |                                                                                                                                                                                                      |
| 令和 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○DV 防止法一部改正（R5. 5. 19 公布、R6. 4. 1 施行）</li> <li>・精神的暴力が保護命令の対象となる</li> </ul>                                                                                            |                                                                                                                                                                                                      |
| 令和 6  |                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○女性支援法施行に伴い、「婦人相談所」から「女性相談支援センター」に変更</li> <li>○「女性相談員」から「女性相談支援員」に名称変更</li> </ul>                                                                             |

|        |                                                                                                                                                          |                                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年 | <p>○DV防止法一部改正（R7. 12. 10 公布、R7. 12. 30 施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「紛失防止タグ」を用いてDV被害者等の所在を把握しようとする行為が電保護命令（電話等禁止命令）の対象となる。</li> </ul> |                                                                                      |
| 令和 8 年 |                                                                                                                                                          | <p>○「鳥取県配偶者等に対する暴力防止関係機関連絡会」を「鳥取県困難な問題を抱える女性及びDV被害者等支援調整会議」に改編し、令和 8 年 4 月に新たに設置</p> |

## 2 鳥取県のDV相談窓口一覧

### (1) 配偶者暴力相談支援センター 月～金 8:30～17:15

| 管轄 | 名 称                                     | 住 所               | 電話番号 (FAX 番号)                      |
|----|-----------------------------------------|-------------------|------------------------------------|
| 東部 | 鳥取県福祉相談センター<br>女性相談課<br>(鳥取県女性相談支援センター) | 鳥取市江津<br>318-1    | 0857-27-8630<br>(FAX 0857-21-3025) |
| 中部 | 鳥取県中部総合事務所<br>県民福祉局子ども家庭課               | 倉吉市東巖城町 2         | 0858-23-3147<br>(FAX 0858-23-4803) |
| 西部 | 鳥取県西部総合事務所<br>県民福祉局子ども家庭課               | 米子市鞆町 1 丁目<br>160 | 0859-31-9304<br>(FAX 0859-31-9639) |

※DV 被害に関する緊急連絡は、24時間受け付けています(土日祝含めて)

### (2) 夜間休日の相談窓口

|                 |              |                                      |
|-----------------|--------------|--------------------------------------|
| DV等夜間休日<br>電話相談 | 0858-26-9807 | 夜間(毎日 17:15～8:30)<br>休日(土・日・祝日は24時間) |
|-----------------|--------------|--------------------------------------|

### (3) 鳥取県男女協働未来創造センターよりん彩相談室(家族・夫婦などの悩みの相談窓口)

|        |         | 電 話 番 号      | 相 談 時 間                                                         |
|--------|---------|--------------|-----------------------------------------------------------------|
| 中<br>部 | センター相談室 | 0858-23-3939 | 火～日曜日：9時～17時<br>休館日：月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始<br>毎月第3木曜日は相談をお受けしていません。 |
| 東<br>部 | 東部相談室   | 0857-26-7887 | 月～金曜日：9時～12時<br>13時～17時<br>祝日、年末年始、毎月第3木曜日は相談をお受けしていません。        |
| 西<br>部 | 西部相談室   | 0859-33-3955 |                                                                 |

### (4) 警察

警察総合電話相談 0857-27-9110 (#9110)

警察本部性犯罪相談電話 0120-287110、0857-22-7110

(5) 各市の女性相談支援員

| 管轄  | 名 称                 | 住 所               | 電話番号         |
|-----|---------------------|-------------------|--------------|
| 鳥取市 | 鳥取市こども家庭センター        | 鳥取市富安二丁目<br>138-4 | 0857-20-3463 |
| 倉吉市 | 倉吉市こども家庭センター        | 倉吉市堺町二丁目<br>253-1 | 0858-22-8120 |
| 米子市 | 米子市こども総本部<br>こども相談課 | 米子市錦町一丁目<br>139-3 | 0859-23-5138 |
| 境港市 | 境港市こども家庭センター        | 境港市上道町3000        | 0859-47-1077 |

(6) 暴力をふるってしまった、ふるってしまいそうな方の相談窓口

|           |              |                        |
|-----------|--------------|------------------------|
| DV加害者電話相談 | 0857-22-7867 | 毎月第3金曜日<br>18:30~20:30 |
|-----------|--------------|------------------------|

※相談窓口の情報は、令和8年4月1日現在の情報です。今後変更の可能性があります。





鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画 第五次改訂版

---

令和8年8月

鳥取県子ども家庭部家庭支援課

〒680-0901

鳥取市江津318-1

電話 0857-26-7149

ファクシミリ 0857-26-6151